

金融検査評定制度に関する Q&A

<目 次>

I. 評定制度について

- (問1) 金融検査評定制度導入の趣旨は何ですか。また、導入により従来の金融検査から何が変わるのですか。..... 7
- (問2) 金融検査マニュアルの改訂に伴い、金融検査評定制度も改正されましたが、何が変わるのですか。..... 7
- (問3) 金融検査評定制度の本格施行(選択的な行政対応への反映)及び今回一部改正された評定制度の適用時期はいつになるのですか。..... 8
- (問4) 19 年4月1日から本格施行される主要行とは具体的にはどこが該当するのですか。..... 8
- (問5) 主要行以外については、なぜ 19 年 12 月 31 日までに予告する(無予告の場合は、立入を開始する)検査に係る評定制度の結果を選択的な行政対応に反映させないのですか。..... 9
- (問6) 評定の対象としない場合とは、どのような場合ですか。..... 9
- (問7) 金融検査評定制度本格施行後における検査についても、立入検査開始時に被検査金融機関に自己評価を求めるのですか。..... 10
- (問8) 評定制度の結果が立入終了後に変更されることはあるのですか。..... 10
- (問9) 評定制度の結果の分布状況は今後も公表するのですか。..... 10
- (問10) 金融検査指摘事例集(評定に関する事例)は今後も公表するのですか。..... 11
- (問11) 評定の対象としていない金融機関に対する評定制度の導入について、現段階での方針等がありますか。..... 11

II. 選択的な行政対応について

- (問12) 具体的に評価結果をどのように検査における選択的な行政対応に結びつけるのですか。..... 12
- (問13) 評価結果は検査周期にどのように反映させるのですか。..... 12
- (問14) 評価結果を検査周期に反映することによって、風評リスクを招くのではないのですか。..... 12
- (問15) 評価結果に基づきどのように検査範囲に関し選択的な行政対応を行うのですか。..... 13
- (問16) 評価結果に基づきどのように検査深度に関し選択的な行政対応を行うのですか。..... 13
- (問17) C評価以下となった場合、監督上の業務改善命令等に直接結びつくのですか。..... 13

III. 評価段階の定義について

- (問18) 各評価段階について、具体的な判断基準はあるのですか。..... 15
- (問19) 償却・引当の乖離率などの具体的な数値基準を示すことで、定量的な基準を設けることはできないのですか。..... 15
- (問20) 評価段階を判断する上での要素は何ですか。..... 16
- (問21) A評価における「軽微な弱点で影響は小さい場合」とは具体的にどのようなレベルを指すのですか。..... 16
- (問22) 問題事象(不備事例)が発生している場合は、強固な内部管理態勢が構築されていないとしてA評価とはならないのですか。..... 17
- (問23) B評価における「軽微な弱点で重大な影響を及ぼすものではない場合」とは具体的にどのようなレベルを指すのですか。..... 17
- (問24) B評価について、「今後なされることが期待できる。」とありますが、どのような場合に「期待できる」と判断するのですか。..... 18
- (問25) B評価は改善をする必要がないということですか。..... 18
- (問26) C評価における「軽微ではない弱点で影響が認められる場合」とは具体的にどのようなレベルを指すのですか。..... 19

- (問27) D評価における「金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、または、そのような状況にある場合」とは具体的にどのようなレベルを指すのですか。 19
- (問28) 評定段階の定義に用いられている「弱点」とは、何を指すのですか。具体的な問題事象(不備事例)のことですか。 20
- (問29) 金融機関によって「規模・特性」が異なっていると考えられますが、評価をするに当たりどのように勘案されるのですか。 20

IV. 評定の評価について

- (問30) 改正後の評定制度による評価に当たっては、今回改訂された金融検査マニュアルの確認検査用チェックリストに基づき行うのですか。 21
- (問31) 評定制度においては、内部管理態勢面に評価の重点を置くこととなっていますが、具体的にはどのように評価するのですか。 21
- (問32) 内部管理態勢として必ずしも十分とは言えないが、具体的な問題事象(不備事例)も認められない場合、どのような評価となるのですか。 22
- (問33) 内部監査の機能発揮状況については、評定を行う上でどのように勘案されるのですか。 22
- (問34) 信託兼営金融機関の行う信託業務については、どのように評価するのですか。 23
- (問35) 「評定における留意点等」において、評定上のプラス要素やマイナス要素とする項目がいくつか挙げられていますが、評価する際にどのように反映されるのですか。 23
- (問36) 各リスク管理の責任者が行う評価・改善についても、その評価・改善活動が有効に機能し、積極的な取組みによりリスク管理態勢等の向上、強化に繋がっていると認められる場合には、「プラス要素」として評価することになるのですか。 24
- (問37) 業務改善命令が発出されている、あるいは金融機関の財務指標やオフサイト・モニタリングを通じて把握した情報等で問題が認められる場合は、C評価以下となるのですか。 24
- (問38) 個別の問題事象(不備事例)が発生している場合は、C評価以下となるのですか。 25

- (問39) 個別の問題事象(不備事例)の影響が、複数の評定項目にまたがる場合には、どのように評価するのですか。..... 25
- (問40) 本人確認や疑わしい取引の届出に関して、法令違反等の事例が認められた場合、どの評定項目で評価するのですか。..... 26
- (問41) 不祥事件の再発防止策に問題が認められる場合、どの評定項目で評価するのですか。..... 26
- (問42) 投資信託や保険の販売に係る法令等、顧客保護に関する法令に係る違反等の事例が認められた場合、どの評定項目で評価するのですか。..... 27
- (問43) 要管理先の判定における貸出条件緩和債権の認定について、自己査定と検査結果の差が大きかった場合、どの評定項目で評価するのですか。..... 27
- (問44) 「経営管理(ガバナンス)態勢－基本的要素－」を評価する上でのポイントは何か。..... 28
- (問45) 「経営管理(ガバナンス)態勢－基本的要素－」と各評定項目における経営陣による態勢の整備・確立状況の関係はどのようになっているのですか。..... 28
- (問46) 「経営管理(ガバナンス)態勢－基本的要素－」とその他の管理態勢に重複されている項目(内部監査実施要領・計画の整備・周知、新規商品等審査に関する取扱い、危機管理態勢)については、具体的にどの項目で評価するのですか。..... 29
- (問47) 法令等遵守態勢を評価する上でのポイントは何か。..... 30
- (問48) 法令等遵守態勢を評価する上で、規模・特性は勘案しないのですか。..... 31
- (問49) 法令等遵守態勢の【プラス要素】として、「取締役会等及びコンプライアンス統括部門の管理者が行う評価・改善活動が有効に機能しており、法令等遵守に関する役職員の取組等が常に向上しているような好循環が見られる場合・・・」とありますが、具体的にはどのような基準で行うのですか。..... 31
- (問50) 法令等遵守態勢の【マイナス要素】として「法令等違反の事実の発覚を隠蔽しているものや黙認しているもの、当局への届出を意図的に欠いているものが存在している場合。ただし、その事案の広がりや、経営陣の役割、隠蔽等の事実の発覚の経緯を把握した上で、事案の程度に応じて勘案を行うことに留意する」とありますが、どのように判断するのですか。..... 31

(問51) 顧客保護等管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。.....	32
(問52) 顧客保護等管理態勢の【プラス要素】として「顧客説明管理と顧客サポート等管理が有機的に連関し相乗効果を発揮している場合」が掲げられていますが、具体的にはどのような状況が該当するのですか。.....	33
(問53) 顧客保護等管理態勢の【プラス要素】として、「顧客の評価も絶えず向上している場合」とありますが、具体的にはどのような基準で行うのですか。.....	33
(問54) 統合的リスク管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。.....	34
(問55) 統合的リスク管理態勢と各リスク・カテゴリーの関係はどのようになっているのですか。.....	34
(問56) 統合的リスク管理部門が自己資本充実度の評価を行っている場合、どのように評価を行うのですか。.....	35
(問57) 統合的リスク管理態勢の【その他留意点】において、「統合リスク管理を実施し、計測されたリスク量を経営判断に活用している金融機関については、「Ⅲ. 個別の問題点」に基づき検証を実施し、その結果を踏まえ、評価を行う」とされていますが、この場合でも「規模・特性に応じた評価」が行われるのでしょうか。.....	36
(問58) 統合的リスク管理態勢について、伝統的なバンキング業務を主に営む金融機関が、試行的にも「統合リスク管理」そのものに取り組んでいない場合には評価をどのように行うのですか。.....	36
(問59) 自己資本管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。.....	37
(問60) 自己資本管理態勢の【プラス要素】として、「金融機関のリスク・プロファイルに照らし、自己資本が質・量ともに極めて充実している場合・・・」とありますが、具体的にはどのような基準で行うのですか。.....	38
(問61) 信用リスク管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。.....	38
(問62) 信用リスク管理態勢の【プラス要素】として、「・・・将来性のある企業の発掘につながっていると認められる場合」とありますが、具体的にはどのような基準で行うのですか。.....	39
(問63) 資産査定管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。.....	40

(問64) 市場リスク管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。.....	41
(問65) 流動性リスク管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。.....	42
(問66) オペレーショナル・リスク管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。..	43

<本 文>

I. 評定制度について

(問1) 金融検査評定制度導入の趣旨は何ですか。また、導入により従来の金融検査から何が変わるのですか。

(答)

1. 金融検査評定制度(以下、「評定制度」という。)の趣旨は、まず、金融検査の結果について、段階評価を示すことで、金融機関自身の経営改善に向けての動機付けとして頂くとともに、金融機関と検査官の双方向の議論を充実させることにあります。また、その後の選択的な行政対応に結びつけることで、動機付けの意味合いを高めるとともに、より効率的かつ実効的な検査の実施、さらには金融行政の透明性を高めることにより、金融機関にとっての予見可能性の向上に資することを期待するものです。
2. 上記の趣旨を踏まえれば、評定制度の導入により金融検査の本質を変化させるものではなく、あくまでも金融検査マニュアル(以下、「検査マニュアル」という。)に則った検査を行った上で、その結果に対して段階評価を行うというプロセスが加わっただけであるをご理解下さい。

(問2) 金融検査マニュアルの改訂に伴い、金融検査評定制度も改正されましたが、何が変わるのですか。

(答)

1. 評定制度は、検査マニュアルに則った検査を行った上で、その結果に対して段階評価を行うものであることから、今回改訂(19年2月16日)された検査マニュアルの項目が10項目となることに伴い、評定項目もそれに合わせて9項目から10項目としました。
2. また、今回改訂された検査マニュアルにおいては、経営陣等が方針の策定、規程・組織体制の整備にとどまらず、自らの態勢の弱点・問題点について評価・改善活動を適切に行っているかといったいわゆる“PDCAサイクル”の観点から、内部管理態勢が有効に機能しているかどうかを検証することが明確化されたところです。評定制度においても、こうした趣旨にかんがみ、評定に当たっては、経営陣による管理態勢の整備・確立状況、管理者による管理態勢の整

備・確立状況について、方針の策定(Plan)、内部規程・組織体制の整備(Do)、評価(Check)・改善活動(Action)といった一連のプロセスのどこに問題があったのかを意識して評価を行うことを、評価における【基本的留意点】の中で明確化したところです。

3. さらに、評価制度の一部改正(19年2月16日)において、「評価段階及び着眼点(例)」については、「評価段階及び留意点等」とし、今回改訂された検査マニュアルにおいて明確化されたものや評価制度試行期間における検査での検証を積み重ねた結果、定着化されたものについて削除していますが、プラス要素・マイナス要素といった評価独自の考え方等の評価における留意点等を記載しております。19年4月1日以降は「評価段階及び留意点等」に基づき評価することとなります。

(問3) 金融検査評価制度の本格施行(選択的な行政対応への反映)及び今回一部改正された評価制度の適用時期はいつになるのですか。

(答)

1. 評価制度は、主要行においては19年4月1日から施行し、同日以降予告する(無予告の場合は、立入を開始する)検査における評価結果を、その後の選択的な行政対応に反映させることとします。
2. ただし、主要行以外の金融機関については、19年12月31日までの間に予告する(無予告の場合は、立入を開始する)検査について、試行期間を継続します。
3. なお、今回一部改正された評価制度は、今回改訂された検査マニュアルの適用に併せて19年4月1日以降予告する(無予告の場合は、立入を開始する)評価の対象となる全ての検査から適用することとします。

(問4) 19年4月1日から本格施行される主要行とは具体的にはどこが該当するのですか。

(答)

19年4月1日から評価制度が本格施行される主要行とは、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、中央三井信託銀行、住友信託銀行の9行が該当します。

(問5) 主要行以外については、なぜ19年12月31日までに予告する(無予告の場合は、立入を開始する)検査に係る評価結果を選択的な行政対応に反映させないのですか。

(答)

1. 17年7月に評価制度が運用されて以来検査未実施であり、結果的に立入検査において評価に関する議論を行ったことのない金融機関に配慮してほしいとの声や制度の運用状況を総合的に考慮して、本年12月までを引き続き試行期間としたところです。
2. 他方、主要行については、少なくとも1回は評価を用いた検査を受検しており、またその運用状況に特段の問題がないと判断したことから、19年4月1日以降予告する(無予告の場合は、立入を開始する)検査より本格施行することとしたところです。

(問6) 評価の対象としない場合とは、どのような場合ですか。

(答)

1. 評価の対象としない場合とは、例えば、①銀行業務のうちの一部しか取り扱っていない、あるいは取り扱っていても業務量がわずかで、リスク量が極めて小さいことなどから予告(無予告先の場合は立入)当初から対象としない場合、②立入開始後、内部管理態勢を評価するような業務量やリスク量ではないことが明らかになったことなどから対象としない場合、③前回検査で経営陣等による態勢の整備・確立状況がPDCAサイクル全体として有効に機能し、主体的に内部管理態勢の構築が行われているなどとして高い評価を受け、その後も問題が認められない項目として検査範囲から除かれた結果対象としない場合などが想定されます。
2. いずれにしても、主任検査官が立入開始前に(無予告の場合は、立入開始後、速やかに)被検査金融機関に対して、重要事項の一つとして評価対象項目の説明を行うとともに、その後評価対象項目を変更する場合にはその旨を説明します。
3. また、システム統合リスク検査などそもそも評価を行うことを予定していない検査もあります。

(問7) 金融検査評定制度本格施行後における検査についても、立入検査開始時に被検査金融機関に自己評価を求めるのですか。

(答)

1. 自己評価をお聞きする趣旨は、自らの規模・特性を踏まえて、内部管理態勢がどの水準にあるかを自ら評価することにより、今後改善すべき点は何か、どのように改善を図っていくべきかといった経営上の課題を経営陣に改めて把握していただくとともに、自己評価をすることにより、実際に検査を受ける際に、評価の目線に関する双方向の議論が有意義に行えると考えているためです。
2. この趣旨は評定制度本格施行後においても変わるものではないことから、どのくらいの頻度で自己評価するかは様々であると考えますが、今後も自己評価を実施していただきたいと考えます。
3. なお、金融機関における自己評価の符号を前提に、あるいは参考に検証・評価を行うものではありません。

(問8) 評定結果が立入終了後に変更されることはあるのですか。

(答)

「金融検査に関する基本指針」にもあるとおり、エグジット・ミーティングは、その時点での主任検査官と被検査金融機関との間の認識の一致及び相違を確認するものであり、検査部局(以下、「当局」という。)としての最終的な見解は検査結果通知により示されることとなります。また、仮にエグジット・ミーティング後に評定結果に変更が生じる場合には、被検査金融機関に対してその旨を伝え、必要に応じて再度立入検査を実施するとともに、十分な意見交換を行うなどの手続きを行うこととなります。

なお、評定結果に変更が生じた場合においても、意見相違がある場合には、意見申出制度の対象となります。

(問9) 評定結果の分布状況は今後も公表するのですか。

(答)

今後も評定に関するデータを蓄積し、ある程度のデータの蓄積がされた段階で公表を行うことを考えています。

(問10) 金融検査指摘事例集(評定に関する事例)は今後も公表するのですか。

(答)

1. 金融検査指摘事例集は、金融行政の透明性・予測可能性をさらに向上させるとともに、金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等を促す観点から作成・公表しているものです。
2. 今後も評定に関する事例を収集し、ある程度の事例が蓄積された段階で公表を行うことを考えています。

(問11) 評定の対象としていない金融機関に対する評定制度の導入について、現段階での方針等がありますか。

(答)

現在、評定の対象としていない金融機関としては、金融持株会社、保険会社及び他省庁と共管となっている金融機関などがあげられますが、19年4月以降、本格施行へ移行する預金等受入金融機関に対する評定制度の運用状況等を踏まえ、現在評定の対象としていない金融機関に対する評定制度導入の必要性等を検討していきたいと考えています。その際、他省庁と共管の金融機関については、共管省庁の意向も踏まえ、検討していくこととなります。

Ⅱ. 選択的な行政対応について

(問12) 具体的に評価結果をどのように検査における選択的な行政対応に結びつけるのですか。

(答)

評価結果については、検査周期、検査範囲及び検査深度を判断するための一つの要素として積極的に活用します。

ただし、金融検査は、効率的かつ実効性の高い検査を実施するため、金融機関の規模や業況、前回検査からの経過期間、前回検査結果、その後の経済情勢及び各種情報等を勘案して検査対象の選定等を行っているところであり、評価結果は、あくまでもその一つの要素として勘案していくこととなります。

(問13) 評価結果は検査周期にどのように反映させるのですか。

(答)

1. 主要行については、引き続き一年を通じて同一のグループ内金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年専断検査体制の下で検査を実施します。
2. それ以外の金融機関については、各種要素に加え評価結果も勘案し、各業態の平均的な検査周期を中心として濃淡のついた対応を基本とします。
例えば、C評価以下の評価項目の数が少ない場合には検査周期を長くする一つの要素として考慮し、反対にC評価以下の評価項目の数が多き場合には検査周期を短くする一つの要素として考慮する等の対応が考えられます。
3. いずれにせよ、金融検査は様々な要素を勘案して実施するものであり、平均的な検査周期に比べて相当程度短い、あるいは長い検査周期が直ちに金融機関の評価結果を表すものではありません。

(問14) 評価結果を検査周期に反映することによって、風評リスクを招くのではないですか。

(答)

検査周期は評価結果により直接的に決まるものではなく、人員等の制約要因や金融機関を取り巻く経済情勢及び各種情報等を勘案して総合的に判断することとなります。したがって、一概に検査周期が短いからといって評価結果が悪い、長いから良いというものではありません。

なお、選択的な行政対応の取扱いに当たっては、情報管理の観点も含めて細心の注意を払っていきたいと考えております。

(問15) 評価結果に基づきどのように検査範囲に関し選択的な行政対応を行うのですか。

(答)

1. 検査範囲については、前回検査で経営陣等による態勢の整備・確立状況がPDCAサイクル全体として有効に機能し、主体的に内部管理態勢の構築が行われているなどとして高い評価を受け、その後も問題が認められない項目については検査対象としないなどの対応が考えられます。
2. また、特定のリスクに焦点を当てた検査を行う場合の検査対象金融機関の選定に際し評価結果も考慮する、あるいは低評価項目については、他の要素も勘案の上フォローアップ的な検査を実施するなどの対応も考えられます。

(問16) 評価結果に基づきどのように検査深度に関し選択的な行政対応を行うのですか。

(答)

1. 検査深度については、前回検査で経営陣等による態勢の整備・確立状況がPDCAサイクル全体として有効に機能し、主体的に内部管理態勢の構築が行われているなどとして高い評価を受け、その後も問題が認められない項目については、検査を簡素化する等、評価結果を検査深度にも反映させることを検討します。
2. 例えば、前回検査で自己査定に関連する内部管理態勢について高い評価が得られた場合には、次回検査における自己査定の検証における抽出率を引き下げる、あるいは検証日数を減少させるなどの対応が考えられます。

(問17) C評価以下となった場合、監督上の業務改善命令等に直接結びつくのですか。

(答)

1. 監督部局は、検査結果を踏まえて、被検査金融機関に対して、銀行法第24条等に基づき、検査結果通知において指摘された事項の事実確認、発生原因

分析、改善・対応策等に係る報告書の提出を求め、十分なヒアリングを行っています。

2. その上で、改善に一定の期間を要すると認められた場合には、銀行法第 24 条等に基づき定期的に報告を求めています。さらに、自主的な改善努力に委ねたのでは当該金融機関の法令等遵守態勢やリスク管理態勢などの内部管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合などには、銀行法第 26 条等に基づき業務改善命令を発出しています。
3. 評定制度における評定結果は、検査結果を踏まえて、監督部局が法令及び監督指針等に基づき行っている上記の対応に直接結びつく性格を有しておらず、C評価以下が直接業務改善命令等に結びつくものではありません。

Ⅲ. 評価段階の定義について

(問18) 各評価段階について、具体的な判断基準はあるのですか。

(答)

1. いかなる評価を付すかについては、検査マニュアルに基づいて検証した結果を、「評価における留意点等」を参照しながら評価段階の定義に照らし合わせて判断することに尽きることであり、これ以上の判断基準はありません。
2. 評価制度の試行期間中に、評価段階の定義やレベル感が具体的でなく判断としないといった意見が数多く寄せられています。しかしながら、評価はあくまで管理態勢を総合的に判断するものであり、管理態勢のあり方は営業基盤や業務の内容・規模などに応じ、同一の業態内といえども区々であると考えられることから、これ以上の具体的な判断基準を一律にお示しすることは難しいのではないかと考えています。
3. むしろ、評価制度の趣旨からすれば検査マニュアルでは、【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】において、「各金融機関においては、自己責任原則に基づき、経営陣のリーダーシップの下、創意・工夫を十分に生かし、…」ことを明らかにし、金融機関の規模・特性に応じた業務の健全性と適切性の確保を図るための管理態勢の構築が期待されているところであり、画一的な判断基準はなじまないと考えられ、そのような基準は、逆に各金融機関の創意・工夫の阻害要因になりかねないと考えます。
4. したがって、検査において双方向の議論を十分に重ね、評価段階の判断を行うよう引き続き努めることが重要であると考えています。なお、判断の参考としてもらうため、金融検査指摘事例集(評価に関する事例)などを一層充実させ公表することとしており、判断の参考材料としていただきたいと考えています。

(問19) 償却・引当の乖離率などの具体的な数値基準を示すことで、定量的な基準を設けることはできないのですか。

(答)

1. 評価に当たっては、プロセス・チェックを基本とする検査マニュアルの考え方に則り、管理態勢面の評価に重点を置くことが、評価制度研究会報告書で述べられています。

これを踏まえ、「評価段階及び留意点等」の中で数値基準を示している自己資本管理態勢の評価に当たっても、表面上の自己資本比率の水準のみをもって評価するのではなく、管理態勢を総合的に評価することとなります。

2. 乖離率等の数値については、検査で把握された問題点の経営への影響度の判定、言い換えれば評価段階の議論を行う上での一つの材料となるものと思われま。しかしながら、繰り返しになりますが、評価はあくまで管理態勢を総合的に判断するものであり、管理態勢のあり方は営業基盤や業務の内容・規模などに応じ、同一の業態内といえども区々であると考えられます。また、具体的な事象が発生していなくても、管理態勢に弱点があれば、経営に大きな影響を与えうる事象が発生するおそれがあります。このような点にかんがみした場合、定量的な基準をお示しすることは難しいのではないかと考えています。

(問20) 評価段階を判断する上での要素は何ですか。

(答)

各評価段階の定義においては、各管理態勢の機能のレベル、検査において把握された内部管理態勢の弱点の金融機関としての業務の適切性・健全性に対する影響度の違いを判断要素として示しています。

(注)関連項目 (問21)、(問23)、(問26)、(問27)参照

(問21) A評価における「軽微な弱点で影響は小さい場合」とは具体的にどのようなレベルを指すのですか。

(答)

1. 評価段階の定義では、A評価は、「認識される弱点は軽微であり、金融機関としての業務の適切性・健全性に対する影響は小さい」場合に付すこととしています。
2. 具体的には、当局として留意する必要がないと考えられるレベルの弱点はあるが、経営陣等による態勢の整備・確立状況がPDCAサイクル全体として有効に機能しており、特に評価、改善活動が機能するなど、態勢の弱点を克服、解消できる状態にあるため、金融機関の自主的な対応に委ねても、当局として留意する必要がある弱点の発生を未然に防止できるレベルを指します。

(問22) 問題事象(不備事例)が発生している場合は、強固な内部管理態勢が構築されていないとしてA評価とはならないのですか。

(答)

1. 「特段の問題事象(不備事例)が認められない」という状態が直接的にA評価となるものではありません。
2. 問題事象(不備事例)が認められたとしても、例えば、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らして、経営陣等により構築された内部管理態勢の機能の有効性からすれば、態勢の弱点が及ぼす経営への影響度は小さいと認められる場合は、「強固な管理態勢が経営陣等により構築されている場合」に該当する可能性が考えられますので、そのような場合には積極的に提示していただきたいと考えます。

(問23) B評価における「軽微な弱点で重大な影響を及ぼすものではない場合」とは具体的にどのようなレベルを指すのですか。

(答)

1. 評価段階の定義では、B評価は、「軽微な弱点はあるものの、内部管理態勢の弱点が金融機関としての業務の適切性・健全性に重大な影響を及ぼすものではない」場合に付すこととしています。
2. 具体的には、
 - ①当局として留意する必要がないと考えられるレベルの弱点があり、当局として留意する必要がある弱点の発生を未然に防止できるレベル(問21参照)ではないが、経営陣等において内部管理態勢の弱点の把握・認識が可能な状態にあることなどから、自主的に適切な対応がなされることが期待できるレベル、
 - ②当局として留意する必要がある弱点は存在しているが、経営陣等において内部管理態勢の弱点の把握・認識が可能な状態にあることなどから、自主的に適切な対応がなされることが期待できるレベルを指します。

(問24) B評価について、「今後なされることが期待できる。」とありますが、どのような場合に「期待できる」と判断するのですか。

(答)

1. 「今後適切な対応が期待できる」か否かの判断は、当該金融機関の経営陣により対応が約束されることのみでは十分でなく、その約束が確実に履行されると判断できる具体的な事実の裏付けが必要です。
2. こうした裏付けとして、例えば、前回検査指摘事項や内部監査による指摘事項等に係る内部管理態勢の弱点に対して、①評価・改善活動が適切になされるなど内部管理機能が有効に機能しており、改善に向けたプロセスの中で経営陣の意思決定が行われていることや、当該決定を踏まえて組織としての方向性が経営陣により示されていること、②類似する過去の個別の問題事象の改善事例に係る内部管理プロセスの有効性が認められること、などがあげられます。
3. したがって、検証に当たっては、個別の問題事象(不備事例)の改善状況をもって判断するのではなく、内部管理態勢上の弱点に対する改善状況によって判断することとなります。

(問25) B評価は改善をする必要がないということですか。

(答)

1. 評価段階の定義によれば、B評価は、軽微な弱点があるものの十分な管理態勢が認められる場合に付すこととなりますが、軽微な弱点がある、つまり何らかの改善すべき点があるということに違いはないため、B評価となっても放置することなく「改善」をする必要があることは言うまでもありません。また、B評価の定義においては、金融機関の経営陣等による自主的かつ適切な対応が期待できるとされており、適切な対応の中には「改善活動」も含まれるものと考えます。
2. 評価制度の趣旨は、金融機関自身の経営改善に向けての動機付けという側面があることは前述の通りであり、いずれの評価を受けたとしても、自主的な経営改善のプロセスの中で適切な対応がなされることを期待しています。

(問26) C評価における「軽微ではない弱点で影響が認められる場合」とは具体的にどのようなレベルを指すのですか。

(答)

1. 評定段階の定義では、C評価は、「内部管理態勢の弱点が軽微ではなく、金融機関としての業務の適切性・健全性に対する影響が認められる」場合に付すこととしています。
2. 具体的には、
 - ①当局として留意する必要がある弱点は存在しており、経営陣等において内部管理態勢の弱点の把握・認識に欠け、自主的な対応が期待できないレベル(問23参照)、
 - ②把握された内部管理態勢の弱点が軽微ではなく、業務の適切性や健全性にはっきりとした悪影響が認められ、金融機関の対応状況の如何にかかわらず、当局による継続的なフォローアップが必要となるレベルを指します。

(問27) D評価における「金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、または、そのような状況にある場合」とは具体的にどのようなレベルを指すのですか。

(答)

1. 評定段階の定義では、D評価は、「内部管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められ、金融機関としての存続を脅かされる懸念がある、または、そのような状況にある」場合に付すこととしています。
2. 具体的には、経営陣等による方針の策定、規程・組織体制の整備における認識や検討に欠陥が認められ、問題点の認識・把握が機能不全で改善活動が見込めないなど、自らの態勢の弱点・問題点について評価・改善活動を全く行えない状況にあると認められるレベルを指します。
3. 例えば、前回検査での重要な指摘事項や監督部局の業務改善命令に対して、なんら改善を行っていない場合は、経営陣の基本的な姿勢に問題があって管理態勢に欠陥が認められることが多く、今後の業務の継続に懸念がある可能性が高いことから、金融機関としての存続が脅かされることにつながりかねないという観点から慎重に検証する必要があると考えます。

(問28) 評価段階の定義に用いられている「弱点」とは、何を指すのですか。具体的な問題事象(不備事例)のことでいいですか。

(答)

評価段階の定義にある「弱点」とは、検査マニュアルの確認検査用チェックリスト「Ⅲ. 個別の問題点」に記載されているような具体的な問題事象(不備事例)を直接的に指すのではなく、確認検査用チェックリストⅠ、Ⅱに掲げられている方針の策定、内部規程・組織体制の整備、評価・改善活動といった一連のプロセスに当たる内部管理態勢の問題点を指します。

(問29) 金融機関によって「規模・特性」が異なっていると考えられますが、評価をするに当たりどのように勘案されるのですか。

(答)

1. 検査マニュアルにおいては、【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】において、「本マニュアルの運用に当たっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある」と定められているほか、各リスク・カテゴリーの確認検査用チェックリスト冒頭の【検証ポイント】でも、規模・特性等に見合った適切な管理態勢が整備されているかを検証することが重要であるとされています。
2. 評価制度は検査マニュアルに則った検査を行った上で、その結果に対して段階評価を行うものであることから、「評価における留意点等」の【基本的留意点】の中で、検査マニュアルの「検証ポイント」を十分に踏まえることとしているところであり、規模・特性等に見合った適切な管理態勢の構築状況の評価することとなります。
3. 例えば、市場リスク関係では取扱業務の内容やボリュームによって、求められるリスク管理体制が異なることに留意する必要がありますが、単にリスク管理のための人員や組織面のみをもって評価するのではなく、各金融機関のリスク・リターン特性を踏まえて、これに見合った実効的な管理態勢が経営陣等により構築されているか否かを評価することとなります。
4. 今後とも、金融機関の規模・特性等を踏まえた検査及びそれに基づく評価が実施されるよう、引き続き研修等を通じ、財務局を含め当局職員への徹底を図ってまいります。また、双方向の議論を徹底することにより、金融機関との認識の一致に努めてまいります。

IV. 評定の評価について

(問30) 改正後の評定制度による評価に当たっては、今回改訂された金融検査マニュアルの確認検査用チェックリストに基づき行うのですか。

(答)

1. 評定制度は、検査マニュアルに則った検査を行った上で、その結果に対して段階評価を行うものであることから、評定制度の評価は、今回改訂された検査マニュアルの確認検査用チェックリストに基づき行うこととなります。
2. なお、改正前の評定制度においては、改訂前の検査マニュアルの確認検査用チェックリストにはなかった顧客保護等管理態勢や自己資本管理態勢等が独立の項目として設けられていましたが、これらの項目も含めて検査マニュアルの改訂が図られました。

(問31) 評定制度においては、内部管理態勢面に評価の重点を置くこととなっておりますが、具体的にはどのように評価するのですか。

(答)

1. 評価に当たっては、プロセス・チェックを基本とする検査マニュアルの考え方に則り、管理態勢面に評価の重点を置くものとし、結果としてどの程度の事故・損失等が発生しているかは副次的な判断要素にとどめるものとする旨、評定制度研究会報告書で述べられています。
2. このため、個別事案に対する取扱いの適切性のみに着目するのではなく、経営陣等はどこにリスクがあるのかを認識し、そのリスクをコントロールするためにどのような管理態勢を構築しているか、また、その管理態勢がどのように運用されているのか、さらにどのようなモニタリング活動を行い、それを管理態勢の改善につなげているのかなどの要素にポイントを置いて、内部管理態勢を検証・評価していくこととなります。
3. 今回改訂された検査マニュアルにおいては、こうした趣旨を徹底する観点から、各カテゴリーの管理態勢につき、方針の策定、内部規程・組織体制の整備、評価・改善活動が経営陣等により適切に行われているかという点を検証することとしており、その結果を段階評価することとなります。

(問32) 内部管理態勢として必ずしも十分とは言えないが、具体的な問題事象(不備事例)も認められない場合、どのような評価となるのですか。

(答)

1. 評価に当たっては、プロセス・チェックを基本とする検査マニュアルの考え方に則り、管理態勢面に評価の重点を置くものとし、結果としてどの程度の事故・損失等が発生しているかは副次的な判断要素にとどめるものとする旨、評価制度研究会報告書で述べられています。
2. 今回改訂された検査マニュアルにおいて、内部管理態勢が構築されているかといったプロセス・チェックの検証を目的として、経営陣等が方針の策定、規程・組織体制の整備にとどまらず、自らの態勢の弱点・問題点について評価・改善活動を適切に行っているかについて検証することとされており、評価制度においても、こうした趣旨にかんがみ、「評価における留意点等」の【基本的留意点】として、検査マニュアルに掲げられている確認検査用チェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて評価を行うものとしています。
3. 検証の結果、内部管理態勢に弱点が把握された場合に、現段階においては具体的な問題事象が認められないとしても、今後、法令違反等や不適切な顧客対応、顧客に損失を与える事務事故等の問題事象が生じるおそれが高く、あるいは何らかの事情で現に生じている事象が把握できていない場合も考えられますので、内部管理態勢の弱点の経営への影響度に応じて、評価することとなります。

(問33) 内部監査の機能発揮状況については、評価を行う上でどのように勘案されるのですか。

(答)

1. 有効な内部監査は、各金融機関の法令等遵守態勢やリスク管理態勢などの内部管理態勢の実効性を知る上で有用なものであり、また、将来に亘ってその管理の適切性を確保できるか否かを判断する重要な要素であると考えます。
2. したがって、各項目の評価を行う上では、しっかりとした内部監査実施要領及び内部監査計画が策定され、また、内部監査の結果が経営陣等の行う態勢整備状況の評価に的確に活用されているなど、内部監査が有効に機能してい

る場合には、各評価段階の管理態勢の判断やB評価における「既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる」の判断などにおいて大きくプラスに働くものと考えられます。

(問34) 信託兼営金融機関の行う信託業務については、どのように評価するのですか。

(答)

1. 信託兼営金融機関の行う信託業務については、18年7月に策定した「信託検査マニュアル(金融検査マニュアル別編[信託業務編])」に則った検証を行っているところです。
2. 評価制度においては、この信託検査マニュアルに沿った形の評価段階がありませんので、信託業務については(当分の間は)信託検査マニュアルに従って検証し、評価制度の各項目に該当する部分を組み込んだ上で、金融機関全体として評価を行います。
3. なお、評価に当たっては、信託業務が当該金融機関の業務全体に占めるウエイト、規模・特性、問題点の経営に与える影響等に応じて評価を行います。

(問35) 「評価における留意点等」において、評価上のプラス要素やマイナス要素とする項目がいくつか挙げられていますが、評価する際にどのように反映されるのですか。

(答)

1. プラス要素(マイナス要素)があることのみをもって、CからBなどへランクアップ(BからCなどへランクダウン)するといった性格のものではなく、最終的に評価を行う過程において、その一要素として勘案されるものです。
2. 顧客保護等管理態勢や自己資本管理態勢などに係る「評価における留意点等」の中では、具体的に評価上プラス要素とする項目が示されています。これらについては、単に取り組んでいることのみをもって評価するのではなく、取り組みの結果、内部管理態勢面に現れている効果をプラス要素として勘案します。
3. また、経営管理(ガバナンス)態勢や法令等遵守態勢などに係る「評価にお

ける留意点等」においては、意図性、改善に向けた対策の十分性などから、内部管理態勢面における取組みにおいて、不十分と考えられるものをマイナス要素としております。

4. いずれの場合においても、留意点であげたプラス要素やマイナス要素は、他のチェック項目と併せて評価されることとなりますが、プラス要素で示されている取組みを行っていないこと、また、十分な効果を上げていないことをもって、マイナスの評価となるものではありません。
5. なお、プラス要素について、該当するものがあると思料されるときには検査官との評定に関する議論の中で、受検側金融機関より取組みの具体例あるいはその取組みの波及効果を積極的にお示しいただきたいと考えています。

(問36) 各リスク管理の責任者が行う評価・改善についても、その評価・改善活動が有効に機能し、積極的な取組みによりリスク管理態勢等の向上、強化に繋がっていると認められる場合には、「プラス要素」として評価することになるのですか。

(答)

経営陣による評価・改善活動が適切になされ、それが金融機関全体に浸透していることが認められれば、改善に向けた動きが期待できるという観点から、プラス評価の要因として掲げているものであり、金融機関の規模の大小にかかわらず各リスク管理の責任者の対応だけでは、金融機関全体としてプラス評価の要因とするには不十分ではないかと考えています。

(問37) 業務改善命令が発出されている、あるいは金融機関の財務指標やオフサイト・モニタリングを通じて把握した情報等で問題が認められる場合は、C評価以下となるのですか。

(答)

1. 評定制度は、オンサイトの検査における検証結果に対して段階評価を行うものです。金融機関に業務改善命令が出されているか否かや、金融機関の財務指標やオフサイト・モニタリングを通じて把握した情報は、規模・特性等を判断する上での参考とはなりますが、評定に直接結びつけるものではないと考えます。
2. したがって、監督部局から業務改善命令が発出されていることが、直接C評価以下になるのではなく、それについての改善・対応策が有効に機能している

か等を検査において検証し、その結果に対して段階評価を行うこととなります。財務指標やオフサイト・モニタリングを通じて把握した情報も同様に、それ自体を評価するのではなく、それらの情報をベースとした上で各管理態勢を検証した結果に段階評価を行うこととなります。

(問38) 個別の問題事象(不備事例)が発生している場合は、C評価以下となるのですか。

(答)

1. 個別の問題事象(不備事例)が発生している場合には、まず、当該事象が発生した管理態勢上の要因は何か、経営陣による態勢の整備・確立状況、管理者・管理部門による態勢の整備・確立状況について検証し、それぞれのPDCAサイクルのどこに問題があるのかを分析します。
2. その上で、上記事象の発生原因も含めた検査時点での内部管理態勢の弱点を把握し、当該弱点の経営への影響度等により評価段階を判断することとなります。
3. 例えば、個別の問題事象(不備事例)が発生している場合でも、経営陣等において内部管理態勢上の弱点を把握・認識が可能で評価・改善活動がなされ、適切な対応を取りうる状況にあり改善すべき弱点は解消中または解消に向けた取組みが認められるとして、既に自主的な対応がなされている、または、今後なされることが期待できるなど、結果として内部管理態勢の弱点の経営への影響度が重大ではない場合はB評価になります。
4. いずれにしても、評価段階は、内部管理態勢の弱点等により判断するものであり、問題事象(不備事例)が発生しているという結果は内部管理態勢の弱点の経営への影響度合を判断する一つの要素ではありますが、直接的に評価段階の判断根拠となるものではありません。

(問39) 個別の問題事象(不備事例)の影響が、複数の評価項目にまたがる場合には、どのように評価するのですか。

(答)

1. 一つの個別指摘事項の影響が複数の評価項目にまたがる場合、各評価項目に与える影響は異なることから、その個別指摘事項の問題の所在を精査し

た上で、適切と考えられる評定項目において態勢の評価を行います。

2. 適切と考えられる評定項目を判断するに当たっては、金融機関における態勢上の弱点はどこにあるのか、言い換えれば、何を(どこを)改善すれば適切な業務運営が行えるのかといった観点などを勘案して判断します。
3. したがって、機械的に各項目において同一の根拠や視点で判断して、重複的に評価することのないよう留意することとしています。

(問40) 本人確認や疑わしい取引の届出に関して、法令違反等の事例が認められた場合、どの評定項目で評価するのですか。

(答)

1. 従来は、本人確認や疑わしい取引の届出に関しては、法令違反等の事例が認められた場合についても、当該法令違反等の発生原因を分析し、態勢上の弱点の内容に応じて、法令等遵守態勢あるいは顧客保護等管理態勢のいずれか(もしくは両方)で評価を行ってきたところです。
2. 今回の検査マニュアル改訂により、本人確認及び疑わしい取引の届出については法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストの中で整理がなされたところであり、今後は、一義的には法令等遵守態勢の中で評価することとなります。

(問41) 不祥事件の再発防止策に問題が認められる場合、どの評定項目で評価するのですか。

(答)

1. 例えば、顧客預金の費消・流用といった不祥事件が発生している金融機関において、その再発防止策に問題が認められる場合は、顧客に影響を与えかねない事象の発生や当該事案に係る再発防止策において事務管理上の問題が認められる場合も考えられますが、一義的には、法令等遵守態勢の項目で評価することとなります。

その趣旨は、法令等遵守態勢の項目で指摘・評価したとしても、その改善活動の中で問題要因の一つとして関係する顧客保護等管理態勢やオペレーショナル・リスク管理態勢における弱点も同時に改善されると考えられるからです。

2. なお、不祥事件は発生していないものの営業店などの事務管理に関する取扱いに問題が認められ、その結果、費消・流用といった不祥事件につながりかねないと判断される場合には、個別事象(不備事項)に係る問題の所在を精査した上で、適切と考えられる評定項目において評価することになりますが、多くの場合、事務管理上の問題としてオペレーショナル・リスク管理態勢の項目で評価することとなるのではないかと考えます。

(問42) 投資信託や保険の販売に係る法令等、顧客保護に関する法令に係る違反等の事例が認められた場合、どの評定項目で評価するのですか。

(答)

1. 投資信託や保険の販売に係る法令等、顧客保護に関する法令に係る違反等の事例が認められた場合については、原則として、顧客保護等管理態勢の項目で評価することとなります。
2. ただし、当該法令違反等に至った原因を分析した結果、顧客保護等に係る法令違反等の他にも法令違反等が認められるなど、金融機関の法令等遵守態勢の整備・確立状況の問題にもかかわるものであれば、法令等遵守態勢上の弱点としても評価することとなります。

(問43) 要管理先の判定における貸出条件緩和債権の認定について、自己査定と検査結果の差が大きかった場合、どの評定項目で評価するのですか。

(答)

1. 要管理先の判定における貸出条件緩和債権の認定については、開示額等の乖離が、自己査定が正確に行われていないことにある場合には、資産査定管理態勢上の弱点として評価することとなります。
2. 他方、リスク管理債権等の隠蔽、あるいは、過小開示を目的として、意図的に貸出条件緩和債権を減らしている場合や、前回検査において、開示判定基準の不備を指摘しているにもかかわらず、今回検査においても依然として不備がみられるなど、法令等を遵守するための態勢の整備・確立状況に問題が認められる場合には、法令等遵守態勢上の弱点としても評価することとなります。

(問44) 「経営管理(ガバナンス)態勢－基本的要素－」を評価する上でのポイントは何ですか。

(答)

1. 「経営管理(ガバナンス)態勢－基本的要素－」の評価に当たっては、金融機関の経営管理の基本的要素が、当該金融機関の経営管理(ガバナンス)全体として有効に機能しているかについて、検査マニュアルにおける「経営管理(ガバナンス)態勢－基本的要素－」の確認検査用チェックリストに掲げられた各チェック項目を検証した結果、経営管理態勢をPDCAサイクル全体として見た場合に、実態として機能しているか、どこに弱点があるか、ということがポイントになると考えられます。
2. 具体的には、①代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理(ガバナンス)態勢、②内部監査態勢、③監査役・監査役会による監査態勢、④外部監査態勢、の4つの基本的要素が金融機関の業務の適切性及び健全性の確保のために、その基本的機能を実効的に発揮しているかがポイントとなります。
3. この点に関し、「経営管理(ガバナンス)態勢－基本的要素－」の確認検査用チェックリストの【検証ポイント】では、「取締役をはじめとする役員は(中略)全ての職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任があり、代表取締役、取締役、監査役をはじめとする各役職員は、内部管理の各プロセスにおける自らの役割を理解し、プロセスに十分に関与する必要がある。また、取締役会、監査役会が十分に機能し、各部門・部署間の牽制や内部監査部門による内部監査等の機能が適切に発揮される態勢となっていることが重要である」とされています。経営管理(ガバナンス)態勢の評価に当たっては、こうした観点から上記の4つの基本的要素が有効に機能しているかがポイントになると考えています。

(問45) 「経営管理(ガバナンス)態勢－基本的要素－」と各評定項目における経営陣による態勢の整備・確立状況の関係はどのようになっているのですか。

(答)

1. 「経営管理(ガバナンス)態勢－基本的要素－」の項目は、金融機関の経営管理の基本的な要素となる部分を検証して評定を行います。他方、各評定項目における「I. 経営陣による態勢の整備・確立状況」は、経営陣がどのようなガバナンスを発揮して具体的に各態勢の整備・確立を行っているかを検証し、

これを評価します。

2. したがって、「経営管理(ガバナンス)態勢－基本的要素－」の評価に当たっては、他の評定項目における「経営陣による態勢の整備・確立状況」の検証結果そのものを反映するのではなく、4つの基本的要素である①代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理(ガバナンス)態勢、②内部監査態勢、③監査役・監査役会による監査態勢、④外部監査態勢が、金融機関の業務の適切性及び健全性の確保のために、その基本的機能を実効的に発揮しているかを検証し、評価することとなります(その旨は、「評定における留意点等」の【その他留意点】に記載)。
3. 例えば、業務執行に当たる代表取締役の独断専行を牽制・抑止するための態勢が整備されていない場合には、「経営管理(ガバナンス)態勢－基本的要素－」の「I. 代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理(ガバナンス)態勢の整備・確立状況」の問題点の一つと考えています。

(問46) 「経営管理(ガバナンス)態勢－基本的要素－」とその他の管理態勢に重複されている項目(内部監査実施要領・計画の整備・周知、新規商品等審査に関する取扱い、危機管理態勢)については、具体的にどの項目で評価するのですか。

(答)

1. 「内部監査実施要領・計画の整備・周知」については、経営管理の基本的要素として内部監査実施要領・計画の整備・周知が必要ですが、その内容については、各態勢に応じて様々なものがありうることから、各態勢の確認検査用チェックリストにおいて検証すべき内容を記載しています。同様に、「新規商品等審査に関する取扱い」や「危機管理態勢」についても、経営管理の側面として検証すべき項目を経営管理(ガバナンス)態勢の確認検査用チェックリストに盛り込む一方、例えば、新規商品等審査については、顧客保護等あるいは法令等遵守の側面から検証すべき内容を、危機管理態勢については、オペレーショナル・リスクとして検証すべき項目を、それぞれの確認検査用チェックリストに盛り込んでいくところです。
2. 個々の態勢の確認検査用チェックリストにおける不備があったとしても、それが経営管理(ガバナンス)態勢の評価に直接影響を与えるものではありません。経営管理(ガバナンス)態勢の評価に当たっては、あくまで、金融機関の経営管理の基本的要素、すなわち、①代表取締役、取締役及び取締役会による

経営管理(ガバナンス)態勢、②内部監査態勢、③監査役・監査役会による監査態勢、④外部監査態勢がその基本的機能を実効的に発揮し、経営管理(ガバナンス)が、全体として有効に機能しているか、を総合的に判断することとしています。

3. 例えば、「新規商品等審査に関する取扱い」について、密接に関連するリスク管理部署から新規商品に内在するリスクを特定させ新商品委員会等に適時に報告させる態勢を整備していない場合は、経営管理(ガバナンス)態勢—基本的要素—の「Ⅰ. 代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理(ガバナンス)態勢の整備・確立状況」の問題点の一つと考えていますが、報告態勢があるにもかかわらず、〇〇リスク管理部署が報告を怠っていたという場合には、当該〇〇リスク管理態勢における問題点の一つとなると考えています。

(問47) 法令等遵守態勢を評価する上でのポイントは何か。

(答)

1. 法令等遵守態勢の評価に当たっては、金融機関の業務の全般における法令等遵守態勢が有効に機能しているかについて、検査マニュアルにおける法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストのⅠ及びⅡのレイヤー(階層)に掲げられた各チェック項目を検証した結果、法令等遵守態勢をPDCAサイクル全体として見た場合に、実態として機能しているか、どこに弱点があるか、ということがポイントになると考えられます。
2. 具体的には、法令等遵守方針の策定、当該方針に基づく内部規程・組織体制の整備、これらの評価・改善といった、経営陣に求められている役割と責任が適切に果たされているか、あるいは法令等遵守規程の整備・周知、コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラム等の各種施策の整備及びこれらの検証・見直しといった、管理者に求められる役割と責任が適切に果たされているかがポイントとなります。
3. なお、本人確認や疑わしい取引、あるいは反社会的勢力への対応などといった「Ⅲ. 個別の問題点」のレイヤー(階層)に掲げられている項目についても、それぞれの検証の結果、仮に法令違反等が認められた場合には、違反等の発生原因・背景、その経営に及ぼす影響は、経営陣・管理者による態勢の整備状況についての検証、評価を行う際に考慮されることとなります。

(問48) 法令等遵守態勢を評価する上で、規模・特性は勘案しないのですか。

(答)

法令等遵守態勢の評価に当たっては、他の評定項目と同様に、態勢面については、金融機関の規模・特性に応じた評価を行うこととなりますが、法令違反等の事実自体は、金融機関の規模の大小等によって許容されるものではないことから、当該法令違反等が金融機関の経営に与える影響、違反の発生原因・背景等も勘案して評価することとしています(その旨は、「評定における留意点等」の【その他留意点】に記載)。

(問49) 法令等遵守態勢の【プラス要素】として、「取締役会等及びコンプライアンス統括部門の管理者が行う評価・改善活動が有効に機能しており、法令等遵守に関する役職員の取組等が常に向上しているような好循環が見られる場合…」とありますが、具体的にはどのような基準で行うのですか。

(答)

1. 各留意点に掲げられているプラス要素については、例えば、弱点が経営に与える影響を判断する際の要素になるものと考えていますが、評価する上で金融機関の取組状況の方向性を見極める判断材料と考えていることから、具体的な判断基準をお示しすることは難しいのではないかと考えています。
2. 検査官との評定に関する議論の中で、取組みの具体例あるいはその取組みの波及効果を積極的にお示しいただき、仮に、法令等遵守に関する役職員の取組み等が向上していると誰しもが納得できるような状況が明らかであれば当然プラスの要素として勘案されるものと考えています。

(問50) 法令等遵守態勢の【マイナス要素】として「法令等違反の事実の発覚を隠蔽しているものや黙認しているもの、当局への届出を意図的に欠いているものが存在している場合。ただし、その事案の広がりや、経営陣の役割、隠蔽等の事実の発覚の経緯を把握した上で、事案の程度に応じて勘案を行うことに留意する」とありますが、どのように判断するのですか。

(答)

1. 法令等違反の事実の発覚を隠蔽しているものや黙認しているもの、監督部局への届出を意図的に回避しているものが存在している場合は、その内容が、軽微な法令違反や形式的なミスに起因するものであっても単なる問題事象(不備事例)ではなく、それを隠蔽するような体質は、改善の意志がみられないことからマイナス要素として勘案するということです。

2. ただし書きの趣旨は、隠蔽があったとしてもそれが特定の当事者によって行われたもので組織的なものではなく、また、例えば体質的なもの、すなわち法令等遵守軽視の風土に根ざしたものではなく、最終的には内部監査や内部検査で自ら発見しているというような場合については、直ちにマイナス要素とするには及ばないという扱いもありうるという観点から、法令等違反の事実が他の営業店等においても認められていないか(あるいは認められる要因が潜んでいないか)、当該法令等違反の事実に対する経営陣の対応は迅速かつ十分なものとなっていたか、という点を勘案し、事案に応じて判断するということです。

(問51) 顧客保護等管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。

(答)

1. 顧客保護等管理態勢の評価に当たっては、顧客説明、顧客サポート等、顧客情報管理、外部委託管理等を確保するための態勢が有効に機能しているかについて、検査マニュアルにおける顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリストのⅠ及びⅡのレイヤー(階層)に掲げられた各チェック項目を検証した結果、顧客保護等管理態勢をPDCAサイクル全体として見た場合に、実態として機能しているか、どこに弱点があるか、ということがポイントになると考えられます。
2. 具体的には、顧客保護等管理方針の策定、当該管理方針に基づく内部規程・組織体制の整備、これらの評価・改善といった、経営陣に求められている役割と責任が適切に果たされているか、あるいは顧客説明、顧客サポート等、顧客情報管理、外部委託管理等に関する管理規程・マニュアルの整備・周知、各種施策の整備及びこれらの検証・見直しといった、各管理責任者に求められる役割と責任が適切に果たされているかがポイントとなります。
3. なお、今回の検査マニュアル改訂により、本人確認及び疑わしい取引の届出については法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストの中で整理がなされたところであり、今後は、一義的には法令等遵守態勢の中で評価されることとなります。

(問52) 顧客保護等管理態勢の【プラス要素】として「顧客説明管理と顧客サポート等管理が有機的に連携し相乗効果を発揮している場合」が掲げられていますが、具体的にはどのような状況が該当するのですか。

(答)

1. 例示に掲げている通り、顧客サポート等管理責任者が行う評価・改善活動を受け、顧客説明管理責任者が顧客説明管理規程や顧客説明マニュアルの適切かつ迅速な見直し(改訂)を行っているような状況が該当します。
2. ただし、上記の事例以外にも有機的に連携している事象はあると想定されますので、検査官との評定に関する議論においては、こうした連携の取組みについては、積極的に提示していただき、仮に、提示された取組みの中に、金融機関全体の顧客保護等管理態勢の向上につながっていると誰しものが納得できるような状況が明らかであれば、当然プラスの要素として勘案されるものと考えます。

(問53) 顧客保護等管理態勢の【プラス要素】として、「顧客の評価も絶えず向上している場合」とありますが、具体的にはどのような基準で行うのですか。

(答)

1. 各留意点に掲げられているプラス要素については、例えば、弱点が経営に与える影響を判断する際の要素になるものと考えていますが、評価する上での金融機関の取組状況の方向性を見極める判断材料と考えていることから、一定の水準にとどまっているということの良いということにはならないと考えています。
2. 検査官との評定に関する議論の中で、取組みの具体例あるいはその波及効果を積極的にお示しいただき、仮に、それにより顧客の評価が向上していると誰しものが納得できるような状況が明らかであれば当然プラスの要素として勘案されるものと考えます。
3. なお、パブリック・コメントへの回答の中で記載しているとおり、判断の要素として利用者満足度アンケート結果や苦情件数の推移等も受検側金融機関が提示する材料の一つにはなりますが、最終的には計数面だけではなく、定性的な面も含めた総合的な判断に基づき、顧客の評価が絶えず向上しているか否かを判断することになります。

(問54) 統合的リスク管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。

(答)

1. 統合的リスク管理態勢の評価に当たっては、①金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な統合的リスク管理態勢が整備され、有効に機能しているか、②金融機関の直面するリスクを統合的に特定・評価・モニタリング・コントロールするリスク管理プロセスが整備され、有効に機能しているかについて、検査マニュアルにおける統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリストのⅠ及びⅡのレイヤー(階層)に掲げられた各チェック項目を検証した結果、統合的リスク管理態勢をPDCAサイクル全体として見た場合に、実態として機能しているか、どこに弱点があるか、ということがポイントになると考えられます。
2. 具体的には、統合的リスク管理方針の策定、当該リスク管理方針に基づく内部規程・組織体制の整備、これらの評価・改善といった、経営陣に求められている役割と責任が適切に果たされているか、あるいは統合的リスク管理規程の整備・周知、管理対象とするリスクの特定、統合的な評価、モニタリング・コントロール及びこれらの検証・見直しといった、管理者に求められる役割と責任が適切に果たされているかがポイントとなります。
3. また、統合的リスク管理に当たり、統合リスク計測手法を採用している金融機関については、「Ⅲ. 個別の問題点」に基づき、規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った、適切な統合リスク計測態勢が確立されているかがポイントとなります。
4. なお、金融機関が採用すべきリスク評価方法の種類や水準は、金融機関の戦略目標、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって決められるべきものであり、複雑又は高度なリスク評価方法が、全ての金融機関にとって適切な方法であるとは限らないので、評定を判断するに当たっても、この点を留意することとしています。

(問55) 統合的リスク管理態勢と各リスク・カテゴリーの関係はどのようになっているのですか。

(答)

1. 統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリストに記載しているとおり、統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算

定に含まれないリスク(与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等)も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等)に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことです。

2. したがって、統合的リスク管理部門の役割は、経営体力(自己資本)と比較・対照するために、計測・評価された各リスク・カテゴリーのリスクを総体的に捉えることであり、各リスク(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等)の管理責任は、原則として各リスク管理部門にあります。
3. 例えば、各リスク管理が十分に実施されていない場合でも、統合的リスク管理部門が、これらのリスクを総体的に捉え、経営体力(自己資本)と照らし合わせることで、適切なリスク管理が実施されているといったケース(またはその逆のケース)も考えられますので、各リスク管理態勢が不十分であるから統合的リスク管理態勢が不十分である、あるいは、統合的リスク管理態勢が不十分であるから各リスク管理態勢が不十分であるといった関係にあるわけではありません。

(問56) 統合的リスク管理部門が自己資本充実度の評価を行っている場合、どのように評価を行うのですか。

(答)

1. 金融機関によっては、統合的リスク管理部門が、自己資本充実度の評価を実施しているケースも考えられます。
2. その場合には、自己資本管理態勢の確認検査用チェックリストの中で記載しているとおり、自己資本管理態勢の自己資本充実度評価のチェック項目と統合的リスク管理態勢のチェック項目を一体として検証し、自己資本充実に関する問題点は自己資本管理態勢の問題点として把握・整理することとなります。
3. したがって、評価を判断するに当たっても、両項目を一体的に検証したのち、自己資本充実に関する問題点は、自己資本管理態勢の評価に勘案されることとなります。

(問57) 統合的リスク管理態勢の【その他留意点】において、「統合リスク管理を実施し、計測されたリスク量を経営判断に活用している金融機関については、「Ⅲ. 個別の問題点」に基づき検証を実施し、その結果を踏まえ、評定を行う」とされていますが、この場合でも「規模・特性に応じた評定」が行われるのでしょうか。

(答)

1. 統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリストにおいて、「金融機関が採用すべきリスク評価方法の種類や水準は、金融機関の戦略目標、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって決められるべきものであり、複雑又は高度なリスク評価方法が、全ての金融機関にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する」と記載されているとおり、全ての金融機関に複雑又は高度なリスク計測手法の導入が求められているわけではありません。
2. 一方で、必ずしも複雑又は高度なリスク計測手法の採用が求められていない金融機関も含め、「統合リスク管理」を実施し、計測されたリスク量を経営判断に活用している金融機関については、それが試行的に実施されているものであっても、統合リスク管理態勢の適切性の問題が経営に与える影響が小さくないことから、「Ⅲ. 個別の問題点」に基づき検証を実施し、その結果も踏まえ、統合的リスク管理態勢の評定を行うこととしています。
3. したがって、当該検証を実施するに当たっては、金融機関の戦略目標や業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な管理態勢が構築されているか否かがポイントとなりますが、必ずしも複雑又は高度な「統合リスク管理」を求められているわけではない金融機関が、主体的に「統合リスク管理」を実施し、計測結果を経営判断に活用している場合には、当該リスク評価方法を的確に運用し、経営判断に適切に活用するために必要な水準の統合リスク管理態勢の構築が求められることは言うまでもありません。

(問58) 統合的リスク管理態勢について、伝統的なバンキング業務を主に営む金融機関が、試行的にも「統合リスク管理」そのものに取り組んでいない場合には評定をどのように行うのですか。

(答)

1. 評定に当たっては、金融機関が自らの戦略目標や業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったリスク管理態勢を構築しているか、という観点から行うものであり、採用しているリスクの評価方法の絶対的な水準を評価するものではありません。

2. したがって、伝統的なバンキング業務を主に営む金融機関が、試行的にも「統合リスク管理」に取り組んでいないとしても、そのこと自体をもって低い評価となるというものではありません。例えば、「統合リスク管理」に取り組んでいない場合であっても、規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った強固な管理態勢が構築されていると認められる場合には、A評価となることも考えられます。
3. 「統合リスク管理」を実施していない金融機関については、統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリストのⅠ、Ⅱに基づき、統合的リスク管理態勢の検証を実施し、その結果を段階評価することとなりますが、確認検査用チェックリストⅠの検証ポイントの中で記載しているとおり、金融機関の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な統合的リスク管理態勢が構築されているか否かがポイントとなります。
4. なお、適切な統合的リスク管理態勢が構築されているか否かの判断に当たっては、金融機関の経営体力(自己資本)と比較・対照するために、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク(与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等)も含めて、それぞれのリスク・カテゴリ毎(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等)に評価したリスクを総体的に捉えることができているかがポイントとなります。

(問59) 自己資本管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。

(答)

1. 自己資本管理態勢の評価に当たっては、①自己資本比率計算が正確に行われる態勢が有効に機能しているか、②自己資本充実度の評価が適切に行われる態勢が有効に機能しているかについて、検査マニュアルにおける自己資本管理態勢の確認検査用チェックリストのⅠ及びⅡのレイヤー(階層)に掲げられた各チェック項目を検証した結果、自己資本管理態勢をPDCAサイクル全体として見た場合に、実態として機能しているか、どこに弱点があるか、ということがポイントになると考えられます。
2. 具体的には、自己資本管理方針の策定、当該管理方針に基づく内部規程・組織体制の整備、これらの評価・改善といった、経営陣に求められている役割と責任が適切に果たされているか、あるいは自己資本管理規程の整備・周知、

自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価・モニタリング・コントロール及びこれらの検証・見直しといった、管理者に求められている役割と責任が適切に果たされているかがポイントとなります。

3. また、バーゼルⅡの適用開始に伴い、自己資本比率の算定方法が変更されましたが、「Ⅲ. 個別の問題点」のレイヤー(階層)に掲げられている項目に基づき、自己資本比率の算定が告示に基づき正確に行われているかどうかポイントとなります。
4. なお、自己資本管理とは、「自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うこと」ですので、自己資本比率の高低や、自己資本比率の正確性の程度(検査前後の乖離率等)のみをもって評定段階が決まるものではなく、これら全ての検証結果を総合的に勘案した上で、自己資本管理態勢の評定を行うこととなります。

(問60) 自己資本管理態勢の【プラス要素】として、「金融機関のリスク・プロファイルに照らし、自己資本が質・量ともに極めて充実している場合・・・」とありますが、具体的にはどのような基準で行うのですか。

(答)

自己資本の充実度を評価するに当たっては、まず、金融機関自らが、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な自己資本充実度の評価を行っているかどうかを検証することとなります。検証の結果、適切な自己評価が実施されており、評価結果に基づき、質的、量的に見て極めて充実した自己資本の確保が図られていると認められれば、評定を行う上でのプラス要素として勘案することとなります。

(問61) 信用リスク管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。

(答)

1. 信用リスク管理態勢の評価に当たっては、与信審査、与信管理、問題債権管理等の機能が適切に発揮される態勢が有効に機能しているかについて、検査マニュアルにおける信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリストのⅠ及びⅡのレイヤー(階層)に掲げられた各チェック項目を検証した結果、信用リスク管理態勢をPDCAサイクル全体として見た場合に、実態として機能しているか、どこに弱点があるか、ということがポイントになると考えられます。

2. 具体的には、信用リスク管理方針の策定、当該リスク管理方針に基づく内部規程・組織体制の整備、これらの評価・改善といった、経営陣に求められている役割と責任が適切に果たされているか、あるいは信用リスク管理規程の整備・周知、審査部門・与信管理部門・問題債権の管理部門の機能が適切に発揮される態勢を整備するといった、管理者に求められる役割と責任が適切に果たされているかがポイントとなります。
3. また、信用格付、信用集中リスクの管理、問題債権の管理等といった「Ⅲ. 個別の問題点」のレイヤー(階層)で掲げられているチェック項目の検証の結果、問題が認められた場合には、その問題点の発生した原因・背景、その経営に与える影響等について、経営陣・管理者が行う態勢整備が適切に行われているかを検証及び評価する中で大いに考慮されることになるものと考えています。
4. さらに、信用リスク量を統一的な尺度で定量的に計測する「信用リスク計測手法」を採用している金融機関については、「Ⅲ. 個別の問題点」に基づき、戦略目標、規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った、適切な計測態勢が確立されているかどうかポイントとなります。
5. なお、試行期間中に「評定段階の判定に際して、定量的な計数基準を設けて欲しい」とのご意見をいただきましたが、評定はあくまで管理態勢を総合的に判断するものであり、管理態勢のあり方は営業基盤や業務の内容・規模などに応じ、同一の業態内といえども区々であると考えられることから、具体的な判断基準を一律にお示しするのは難しいのではないかと考えています。
しかしながら、資産の健全性に係る経営指標は金融機関の規模・特性を把握し、経営に与える影響度合を判定する際の参考となるものと考えています。

(問62) 信用リスク管理態勢の【プラス要素】として、「・・・将来性のある企業の発掘につながっていると認められる場合」とありますが、具体的にはどのような基準で行うのですか。

(答)

1. 各留意点に掲げられているプラス要素については、例えば、弱点が経営に与える影響を判断する際の要素になるものと考えていますが、評価する上での金融機関の取組状況の方向性を見極める判断材料と考えていることから、

定量的な基準をお示しすることは難しいのではないかと考えています。

2. 検査官との評定に関する議論の中で、「目利き」能力向上への取組みの具体例あるいはその取組みの波及効果(この場合では将来性のある企業として発掘した企業の具体例など)を積極的にお示しいただき、仮に、それが信用リスク管理全体に対してプラスの効果があると誰しもが納得できるような状況が明らかであれば当然プラスの要素として勘案されるべきものと考えています。
3. なお、例えば、金融機関における企業訪問、経営指導等を通して、技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性を総合勘案し、債務者の実態を把握していることは一つの判断要素となりえますので、このような事実を示す資料があれば積極的に提示していただきたいと考えています。

(問63) 資産査定管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。

(答)

1. 資産査定管理態勢の評価に当たっては、①自己査定が正確に行われる態勢が有効に機能しているか、②償却・引当が適切に行われる態勢が有効に機能しているかについて、検査マニュアルにおける資産査定管理態勢の確認検査用チェックリストのⅠ及びⅡのレイヤー(階層)に掲げられた各チェック項目を検証した結果、資産査定管理態勢をPDCAサイクル全体として見た場合に、実態として機能しているか、どこに弱点があるか、ということがポイントになると考えられます。
2. 具体的には、自己査定基準、償却・引当基準の整備・周知、資産査定管理部門の設置等の組織体制の整備、評価・改善といった、経営陣に求められている役割と責任が適切に果たされているか、適切な基準の整備・周知といった、管理者に求められている役割と責任が適切に果たされているかがポイントとなります。
3. 債務者区分の相違や償却・引当額の乖離が著しい場合には、自己査定の正確性あるいは償却・引当の適切性の観点から重要な問題点の一つと考えられます。しかしながら、著しい乖離の結果のみをもって判断するのではなく、自己査定の検証等を通じて把握した乖離の発生原因である内部管理態勢上の弱点が、経営にどの程度影響を与えているかにより、評価することとなります。

す。

4. なお、リスク管理債権等の開示の適切性について検証した結果、過小開示を目的として、意図的に貸出条件緩和債権を減らしていると認められる場合等には、法令等遵守態勢における評価の対象となる場合も考えられます。

(注)関連項目 (問43)参照

(問64) 市場リスク管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。

(答)

1. 市場リスク管理態勢の評価に当たっては、バンキング勘定及びトレーディング勘定の双方について、金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な市場リスク計測・分析手法を用い、市場リスクを適切に特定・評価・モニタリング・コントロールする態勢が有効に機能しているかについて、検査マニュアルにおける市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリストのⅠ及びⅡのレイヤー(階層)に掲げられた各チェック項目を検証した結果、市場リスク管理態勢をPDCAサイクル全体として見た場合に、実態として機能しているか、どこに弱点があるか、ということがポイントになると考えられます。
2. 具体的には、市場リスク管理方針の策定、当該リスク管理方針に基づく内部規程・組織体制の整備、これらの評価・改善といった、経営陣に求められている役割と責任が適切に果たされているか、あるいは市場リスク管理規程の整備・周知、市場リスクの特定、計測・分析、モニタリング・コントロール及びこれらの検証・見直しといった、管理者に求められている役割と責任が適切に果たされているかがポイントとなります。
3. また、「Ⅲ. 個別の問題点」のレイヤー(階層)に掲げられている項目について、適切な市場業務運営、資産・負債運営が行われているか、ファンド投資に当たり適切な審査管理及びリスク管理が行われているかどうかポイントとなります。
4. 加えて、「市場リスク計測手法」については、「Ⅲ. 個別の問題点」に基づき、戦略目標、規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った、適切な計測態勢が確立されているかどうかポイントとなります。

5. 一方、金融機関が採用すべき市場リスク計測・分析方法の種類や水準は、金融機関の戦略目標、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって決められるべきものであり、複雑又は高度なリスク計測・分析方法が、全ての金融機関にとって適切な方法であるとは限らないので、評定を行うに当たっても、この点を留意することとしています。
6. なお、今回の検査マニュアルの改訂に伴い、従来の「市場関連リスク管理態勢」の中に含まれていた、「顧客リスクの管理体制」は「顧客保護等管理態勢」へ、「市場流動性リスク」は「流動性リスク管理態勢」へ、「事務管理」は「オペレーショナル・リスク管理態勢」へ、「市場取引に係る信用リスクの管理」は「信用リスク管理態勢」へとそれぞれ整理されたことにより、これらの検証結果は、各管理態勢の評定を行う上で勘案することとなります。

(問65) 流動性リスク管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。

(答)

1. 流動性リスク管理態勢の評価に当たっては、資金繰りリスクと市場流動性リスクの双方の流動性リスクについて管理する態勢が有効に機能しているかについて、検査マニュアルにおける流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリストのⅠ及びⅡのレイヤー(階層)に掲げられた各チェック項目を検証した結果、流動性リスク管理態勢をPDCAサイクル全体として見た場合に、実態として機能しているか、どこに弱点があるか、ということがポイントになると考えられます。
2. 具体的には、流動性リスク管理方針の策定、当該管理方針に基づく内部規程の整備・周知、流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門の態勢整備、これらの評価・改善といった、経営陣に求められている役割と責任が適切に果たされているか、あるいは、各リスク管理部門の適切な流動性リスク管理規程が整備されているか、流動性リスク管理部門による適切な流動性リスクの特定・評価・モニタリング・コントロールが行われているか、資金繰り管理部門による適切な資金繰り運営・管理が行われているか、さらにはこれらの検証・見直しが適切に行われているかといった、各管理者に求められる役割と責任が適切に果たされているかがポイントとなります。

(問66) オペレーショナル・リスク管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。

(答)

1. オペレーショナル・リスク管理態勢の評価に当たっては、オペレーショナル・リスクを金融機関全体として総合的に管理する態勢が有効に機能しているかについて、検査マニュアルにおけるオペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリストのⅠ及びⅡのレイヤー(階層)に掲げられた各チェック項目を検証した結果、オペレーショナル・リスク管理態勢をPDCAサイクル全体として見た場合に、実態として機能しているか、どこに弱点があるか、ということがポイントになると考えられます。
2. 具体的には、オペレーショナル・リスク管理方針の策定、当該管理方針に基づく内部規程の整備・周知、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門の態勢整備、これらの評価・改善といった、経営陣に求められている役割と責任が適切に果たされているか、あるいはオペレーショナル・リスク管理規程の整備・周知、オペレーショナル・リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール及びこれらの検証・見直しといった、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門の機能が適切に発揮される態勢を整備するといった、管理者に求められる役割と責任が適切に果たされているかがポイントとなります。
3. さらに、「Ⅲ. 個別の問題点」のレイヤー(階層)に掲げられている項目、特に、別紙チェックリストとして整備された「事務リスク」、「システムリスク」、「その他のオペレーショナル・リスク」といったそれぞれの管理態勢が有効に機能しているかについて、それぞれ経営陣に求められている役割と責任が適切に果たされているか、あるいは事務統括部門、事務指導部門、システムリスク管理部門等が与えられた役割を適切に果たしているか、などの事項も評価のポイントになるものと考えています。
4. また、各種オペレーショナル・リスクを統一的な尺度で定量的に計量している金融機関については、「Ⅲ. 個別の問題点」に基づき、規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った、適切な計量態勢が確立されているかどうかのポイントとなります。
5. なお、具体的な不備事例等は、内部管理態勢に弱点があることに起因して発生した事象であると考えられることから、内部管理態勢の弱点の存在を示す材料あるいは弱点の経営への影響度を判断する一つの要素ではありますが、

そのことが直接的に評定段階の根拠となるわけではありません。不備事例等が発生した要因が内部管理態勢のPDCAサイクルのどの部分に存在するかを双方向の議論で検証し、把握された弱点の経営への影響度を勘案して評価が行われることとなります。

(以上)